

平成31年1月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成31年1月18日(火) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招集者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請
について

議案第2号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼久江委員 議席2 高木幸恵委員 議席3 大橋利一委員

議席4 木幡治委員 議席5 吉田晴男委員 議席6 西尾富雄委員

議席7 澤上榮委員 議席8 泉田健一委員

出席農地利用最適化推進委員

高田喜寿委員 吉田善一委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 瞳

主査(併任) 大和田 千歳

7. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

それでは、ただいまより、双葉町農業委員会1月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。今年の干支はイ

ノシシです。イノシシと言いますと、猪突猛進という言葉もございますが、今や、イノシシは我々農家にとって、実に「やっかいなもの」となってしまいました。そんなイノシシに負けないで頑張って参りたいと思います。また、今年は平成最後の年となり、新しい元号の元、未来ある年にしたいものであります。そして、双葉町も新元号のもと、新しい街、新しい農業へと一直線に進みたいものであります。農業委員各位、推進委員各位におかれましては、何よりも健康に留意され、今年も昨年同様よろしくお願ひいたします。以上です。

9. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会會議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長よろしくお願ひいたします。

◆議長（泉田会長）

ただ今の出席委員は、8名です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年1月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に渡部 忠吉農地利用最適化推進委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、會議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録

署名人には3番 大橋 利一 委員、 5番 吉田 晴男 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページから43ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について農地法第5条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、農地転用の許可申請があつたので審議に付す。平成31年1月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町大字長塚字寺内前・觀音堂地内の水田 計 3,692 平方メートル、畠 計 701 平方メートルの合計 4,393 平方メートルの一時転用の申請であります。転用目的としては、「福島新エネルギー社会構想」に基づき、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を図り、送電線網の増強等に取り組むために、発電事業者、一般送配電事業者等の連携により、共用電線網の整備を進めております。送電用の電線を架線する専用橋、埋設管の設置等に係る大型クレーン車等工事車両の移動・駐車・資材の組み立て、送電管埋設時の資材・残土の仮置き等、作業用地として一時転用するものです。転用期間は、許可の日から平成32年1月31日までを予定しています。土砂の流出等の災害を防止するための措置として、隣接地境界から0.3~0.5メートルの余裕幅を確保して、法面は1割5分で設置し、法面を土木シートで覆い、土砂の流出を防止いたします。また、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としては、施設整備による用排水施設からの取水及び排水は無く、雨水は自然浸透及び既設水路へ導入する計画であります。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、建築物は建築しないため、周辺農地への日照、通風、分断などの影響は無く、一時転用終了後にはすみやかに原状回復を行うことになっております。なお、農地法第5条に係る農地転用許可の仕組みが変更され、30アールを超える転用行為の場合、農業委員会は申請書類等を県へ送付する前に農業会議に意見を聴かなければならないことから、本議案が決定されましたら、平成31年1月24日(木)の常設審議委員会へ別紙様式4-2、5-2、参考様式1・2を提出し、農業会議の意見を聴取することになります。ご審議よろしくお願ひいたします。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件につきまして、平成31年1月9日（水）に現地確認をいたしました。申請内容に相違ありませんでした。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

只今、担当委員から報告がありましたが、質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

○澤上委員

三ノ宮、両竹は今回の書類なのでしょうが、全体像としては双葉町の中にどのように線を引いていくのですか。

○志賀事務局長

太陽光発電の事業に関しましては浪江町でも実施しており、浪江町酒井、谷津田というところにも太陽光パネルがあります。今後、浪江町谷津田から双葉町の農道上羽鳥・寺沢線を通り、最終的には鴻草・渋川の分岐所に線を繋ぎ、そこから新山・鴻草線を通過し、最終中田地区へ出て、下長塚公民館周辺から県道を通り、河川を抜け、細谷の方へ抜けていきます。また、両竹にもパネルが設置しておりますので、それについても繋ぐようになっております。

◆議長(泉田会長)

その他に質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

引き続き、日程第3、議案第2号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料44ページから78ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定に農地転用の許可申請について」 農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があつたので、審議に付す。平成31年1月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町大字長塚字寺内前・觀音堂地内の田 計 531 平方メートル、畠 計 2,315 平方メートルの 合計 2,846 平方メートルの転用であります。転用の目的としては、共用電線網の整備を行うため、送電用の電線を架線する専用橋、埋設管の設置及び管理するために必要な道路の敷地として転用するものです。転用期間は、許可の日から平成58年3月31日までを予定しています。土砂の流出等の災害を防止するための措置として、隣接地境界から 0.3~0.5 メートルの余裕幅を確保して、法面（1：1.5）を設置し、法面を土木シートで覆い、土砂の流出を防止いたします。また、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としては、施設整備による用排水施設からの取水及び排水は無く、雨水は自然浸透及び既設水路へ導了する計画であります。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、建築物は建築しないため、周辺農地への日照、通風、分断などの影響は無いとのことです。

皆さまのお手元の資料No.4をご覧ください。

双葉町大字長塚字觀音堂**番*及び**番*の埋設管については、農地法施行規則第15条第7項の規定により「電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合」については、農地法第3条の許可が不要されています。

電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取扱いにより、「土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地についての一覧表を作成し、関係する農業委員会へ報告すること」になっています。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件についても平成31年1月9日(水)に現地確認をいたしました。申請内容に相違はありませんでした。許可相当と判断いたしました。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

○木幡委員

地主は一緒の方ですか。

○志賀事務局長

はい。地主は同じ方です。

◆議長(泉田会長)

その他質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成31年2月定例総会の開催及び日程について
- (2) その他
 - ・なし

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- (2) 仮称) 双葉インターチェンジ整備に伴う農地の一時使用について
- (3) JR常磐線復旧工事に伴う農地の一時使用の完了について
- (4) 仮置場設置に係る農地利用計画届出書について
- (5) その他
 - ・なし

(閉会時間 14時22分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 泉田 健一 ㊞

議事録署名人 吉田 晴男 ㊞

議事録署名人 大橋 利一 ㊞